

さいたま市立学校における働き方改革推進プランを策定しました

令和2年3月に、「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則」を改正し、教育職員の時間外在校等時間の上限を定めました。
 ついては、総合的・計画的に学校における働き方改革を一層推進していくため、「さいたま市立学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。

【達成目標】教育職員の時間外在校等時間の上限

【原則】1箇月時間外在校等時間45時間以内、1年間時間外在校等時間360時間以内
 ※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合は月80時間、年720時間以内

時間外在校等時間の平均 教員という仕事に対するやりがいや満足感

	H30.11	R1.11	増減
全職種	52:02	47:40	-4:21
校長	44:28	41:56	-2:32
副校長・教頭	72:53	67:18	-5:35
主幹教諭	63:17	64:32	1:15
教諭	59:02	53:48	-5:14
養護教諭	27:36	25:27	-2:08
栄養教諭	39:58	39:06	-0:51
主任実習助手	14:13	13:15	-0:58
学校栄養職員	30:24	27:34	-2:50
事務職員	20:55	20:33	-0:22
技能職員	1:21	0:15	-1:05
看護師	0:00	0:08	0:08



【本市の学校職員の勤務実態】

令和元年度「教員等の勤務に関する意識調査」の結果においては、「教員という仕事に対するやりがいや満足感」を感じていると回答した割合は92.3%でした。
 また、令和元年11月の時間外在校等時間の平均は、平成30年11月と比較すると、4時間21分減少し、47時間40分となりました。

学校職員の勤務実態を踏まえ、目標を達成するため、学校と教育委員会が一丸となり、「さいたま市立学校における働き方改革推進プラン」では、次に掲げる3つの視点から、32の取組を推進していきます。

視点1 勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進（12の取組）
 学校における働き方改革の推進に当たり、勤務時間管理を適切に行うとともに、各職員が勤務時間を意識した働き方を推進していきます。また、健康でやりがいをもち、能力を最大限発揮して働くことができるよう、健康管理を意識した働き方も推進していきます。

視点2 学校及び教員が担う業務の適正化（13の取組）
 学校及び教員が担っている業務について、文部科学省が示した、基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教員が担う必要がない業務、教員の業務だが負担軽減が可能な業務という業務の在り方に関する考え方にに基づき、業務の役割分担・適正化を行います。

視点3 教職員配置の充実（7の取組）
 文部科学省に対し、引き続き、1学級の児童生徒数の標準の引き下げ及び教職員定数の増加を要望し、教職員の負担軽減を図るとともに、質の高い教育を提供していきます。

初めに、保護者の皆様におかれましては、お子様が、3月から続く学校の臨時休業により、これまでの生活のリズムが一変したことで心理面・体面におけるストレスが増幅していることに、大変心を痛めていることと推察いたします。

さいたま市教育委員会では、4月3日にお知らせしましたとおり、5月6日までの臨時休業を決定し、安全をしっかりと確保しつつ、子どもたちの学びを支えるため、臨時休業期間の分散登校について準備を進めてまいりました。しかしながら、この度の緊急事態宣言の発令を踏まえ、分散登校さえも容易ではないことから、中止という決断に至りました。苦渋の決断ではございますが、子どもたちの命を守ることが何よりも大切でございます。

一方、教育委員会といたしましては、子どもたちの学びを止めるわけにはまいりません。私たちは、学校の果たすべき役割、すなわち学びの機会をしっかりと確保するために、今でき得る最善の策を講じてまいります。つきましては、新学期の臨時休業におきましても、これまで以上に子どもたちの学びを支えていくとともに、一人ひとりの心に寄り添い、手厚く支援してまいりたいと考えております。具体的に申しますと、教育委員会や各学校は、ホームページ等を活用し、学習課題や市Webサイトの学習コンテンツを充実させ、学習の定着を図るとともに、長引く臨時休業の中で、少しでも子どもたちと学校がつながるよう、先生方から子どもたちへのメッセージなどを掲載していきます。ぜひ、毎日ホームページをチェックし、活用することで、望ましい生活のリズムの確立にお役立てください。もし、御家庭のコンピュータ環境が整わない場合には、学校に御相談ください。コンピュータの開放など、子どもたちの学びを支援してまいります。また、学校が再開されたのちは、長期休業や土曜日を活用し、この3月と4月の学習について、しっかりとフォローしてまいります。

次に、児童生徒の皆さんへお伝えします。
 新学期を迎え、いよいよ学校で、友だちに会える、勉強したり学校行事に取り組んだりできると、指折り数えて待っていた皆さんには、分散登校さえ中止になったこと、本当にかっかりしたことと思います。皆さんには本当に申し訳なく思っていますが、いまここで、もう一度、3月16日に、私が皆さんに向けてお伝えしたメッセージを思い出してください。私は、このように申し上げました。「皆さん、この状態を我慢させられていると思うのではなく、一人ひとりが、今、この危機を乗り越えるために、力を合わせていくメンバーの一人である。これまで取り組んできたように、たくさんの人たちが集まる場所には行かず、学習や読書に取り組んだり、時間を決めて体を動かしたりしてほしい。そして、こまめに手を洗い、咳エチケットを守ること、信頼できる科学的説明に耳を傾け、その指示に従って行動することが、何より大切だ。」そして、さらに、「地球規模で起きている困難に打ち勝っていくためには、間違えた情報に左右されず、人の気持ちを考え信頼し合い、いつも困難の生活をすることが大切である。」ということを申し上げました。

世界が元通りになるまで、私たちは一人ひとりが自覚をもって一致団結していかなければなりません。ですから、今、できるだけ家にいて、どうやって学ぶか、どうやって運動不足を補うか、どうやって楽しむかについて、知恵を出してください。そして、良いアイデアがあったら、学校に教えてください。皆さんのGood Ideaを学校のホームページ等でお知らせします。皆さんは、一人で家にいて学校の課題に取り組んでいるときも、決して一人ではありません。さいたま市立学校に通っている10万人を超える友だちが全員、新型コロナウイルスに打ち勝つために一致団結している仲間であり、今、あなたと同じ課題に取り組んでいます。皆がつながって、この困難に立ち向かっています。辛くなったら、我慢することはありません。学校に電話して先生の声を聞いてみましょう。先生と話すことで、きっと皆さんの安心につながるはずです。同時に、先生も、皆さんの声を聞くことで、元氣とエネルギーをもらうことができます。今までのような学校生活に戻るまで、引き続き保護者の皆様、児童生徒の皆さんの協力が不可欠です。

皆さん、もうしばらく一緒に頑張りましょう。
 (令和2年4月7日 保護者の皆様、児童生徒の皆さんへの教育長メッセージ)

編集後記  新型コロナウイルスに関する学校関連情報は、市のWebサイトに随時、掲載しています。トップページ>子育て>教育>教育>新型コロナウイルス関連情報(学校関連)を御覧ください。【第14号編集担当】管理部教育政策室 048-829-1626